

令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの 設備更新及び運用保守に係る一般競争入札説明書

〔全省庁共通電子調達システム対応〕

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

調 達 仕 様 書

契 約 書 （ 案 ）

応 札 資 料 作 成 要 領

提 案 書 （ 雛 形 ）

評 価 項 目 一 覧

評 価 手 順 書

令和5年9月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和5年9月29日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.g-eps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

本件は、入札に併せて応札資料を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

なお、本件についてはあらかじめ応札資料を提出し、技術審査を受けなければならない。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

9. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

10. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

11. 契約書作成の要否 要

12. 契約条項 契約書（案）による。

13. 支払の条件 契約書（案）による。

14. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

15. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 小林 雅彦

16. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 提案書の履行の確約

契約書には、応札資料に含まれる提案書を添付、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は提案書の履行を確約しなければならない。

(3) 本件に関する照会先

質問は、電子メール（mls-inep@nra.go.jp）にて受け付ける。

担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室 大谷、高村

(4) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システム（GEPS）

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）

受付時間 平日9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1の書面による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）及び「令和5年11月28日開札〔令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人等による入札又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証

明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所を実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

16. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

17. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名： 令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名	:
責任者名	:
担当者名	:
TEL	:
E-mail	:

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名	:
責任者名	:
担当者名	:
TEL	:
E-mail	:

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名	:
責任者名	:
担当者名	:
TEL	:
E-mail	:

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステム
の設備更新及び運用保守に係る調達仕様書

令和5年9月

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室

目次

第 1	調達案件の概要.....	1
1	調達件名.....	1
2	調達の背景.....	1
3	調達目的及び調達の期待する効果.....	1
4	用語の定義.....	2
5	業務・情報システム・ネットワークの概要.....	5
6	契約期間.....	7
7	更新作業スケジュール.....	7
8	調達担当課室・連絡先.....	7
第 2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等.....	8
1	調達範囲.....	8
2	調達案件及びこれと関連する調達案件.....	8
3	調達案件間の入札制限.....	8
第 3	情報システム・ネットワークに求める要件.....	9
第 4	作業の実施内容.....	10
1	作業の内容.....	10
2	成果物.....	22
第 5	作業の実施体制・方法.....	28
1	作業実施体制.....	28
2	作業要員に求める資格等の要件.....	28
3	作業場所.....	28
4	作業の管理に関する要領.....	29
第 6	作業の実施に当たっての遵守事項.....	31
1	機密保持、資料の取扱い.....	31
2	個人情報の取扱い.....	31

3	法令等の遵守.....	32
4	標準ガイドラインの遵守.....	34
5	その他文書、標準への準拠.....	34
6	規程等の説明等.....	35
7	情報システム監査.....	35
8	セキュリティ要件.....	35
第7	成果物の取扱に関する事項.....	38
1	知的財産権の帰属.....	38
2	契約不適合責任.....	38
3	検収.....	39
第8	入札参加資格に関する事項.....	40
1	入札参加要件.....	40
2	入札制限.....	41
第9	再委託に関する事項.....	41
1	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	41
2	承認手続.....	41
3	再委託先の契約違反等.....	41
第10	その他特記事項.....	42
1	前提条件等.....	42
2	その他.....	42
3	監視機器及び測定機器の管理.....	43
第11	附属文書.....	44
1	要件定義書.....	44
2	参考資料.....	44

第1 調達案件の概要

1 調達件名

令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守

2 調達の背景

統合原子力防災ネットワークシステム（以下「統原防 NW システム」という。）は、令和6年度末に賃借の期限を迎えることから、本調達では統原防 NW システムを構成する設備の更新を行う。このため、更新設備の設計・製作、更新工事等及び更新設備の賃借並びに賃借期間中における設備の運用、保守を発注する。

本仕様書は、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が調達する上記の件名に関する仕様を既定し、統原防 NW システムが具備すべき事項については、「【別紙1】要件定義書」に記載する。

3 調達目的及び調達の期待する効果

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令において、TV会議等の情報通信設備の設置が求められており、災害対策基本法に基づく防災基本計画で国が整備維持管理することが定められている。また、世界最先端 IT 国家創造宣言及び工程表では、災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等の構築宣言がされている。

統原防 NW システムは、原子力緊急事態発生時に国・地方公共団体・原子力事業者・専門家等関係者が一体となって住民の安全防護等の対応を行う拠点となる「原子力規制庁緊急時対応センター」（以下「緊急時対応センター」又は「ERC」という。）及び「緊急事態応急対策等拠点施設」（以下「オフサイトセンター」又は「OFC」という。）等をネットワークで接続するための設備である。

これらの各拠点にて、原子力緊急事態発生時に統原防 NW システムを円滑に使用することができることを目的としている。

項番	用語	定義
13	緊急情報ネットワークシステム (エムネット)	関連システムの1つであり、国と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。
14	原子炉安全状態表示システム (SPDS)	関連システムの1つであり、原子力発電所におけるプラントデータの表示システム。
15	原子力規制庁緊急時対応センター (緊急時対応センター) 又は (ERC)	原子力規制庁が入居する建物内に構築される施設であり、原子力緊急事態が発生した場合に、対策検討要員が参集し、対策検討の中心となる拠点。
16	緊急事態応急対策等拠点施設 (オフサイトセンター) 又は (OFC)	原子力発電所等の原子力関連施設から20km未満の位置に設置される拠点で、原子力緊急事態の際、関係者が参集し、情報収集や応急対策の検討を行う施設。
17	緊急時ネットワーク監視センター	統原防NWシステムの稼働状況の常時監視を行う施設。
18	データセンター	規制庁が継続的に賃借している第1データセンター、第2データセンターの2施設。特に指定がない場合、両データセンターを指す。
19	原子力災害対策本部	原子力施設で災害が発生した場合に政府の対策本部となる拠点であり、首相官邸内に構築されている。
20	中央地区	緊急時対応センター、緊急時ネットワーク監視センター、原子力災害対策本部の3拠点。
21	原子力施設事態即応センター (即応センター)	原子力施設で災害が発生した場合に、原子力事業者が重要な事項に係る判断・意思決定を行う原子力事業者の拠点。
22	オンサイト	①原子力施設の敷地内。②ERC内においては、主たるテレビ会議システム周辺のエリア。
23	オフサイト	①オンサイト外側の周辺地域。②ERC内においては、従たるテレビ会議システム周辺のエリア。
24	緊急時対策所	原子力発電所の緊急時対応のため、発電所の各種情報や発電所内外との通信設備等を集約している施設。
25	原子力事業所	原子力発電所等の原子力施設。
26	原子力事業所内原子力運転検査官室	規制庁に在籍する原子力運転検査官が執務を行う部屋。
27	中央制御室	原子炉の運転操作、原子炉状況を表示する計器盤等の設備を設置している区画。
28	原子力規制事務所	原子力施設の安全性や保安活動の実効性をより確実なものとするための軽微な指摘等を事業者に対して行う事務所。オフサイトセンター内に設置される場合と、オフサイトセンターとは別立地で設置される場合がある。
29	受注者	本調達を受注する事業者。

項番	用語	定義
30	現行システム構築事業者	現行の統原防 NW システムを構築し、運用・保守している事業者。
31	関連システム事業者	関連システムを構築し、運用・保守している事業者。

5 業務・情報システム・ネットワークの概要

原子力緊急事態発生時に、国、地方公共団体、原子力事業者、専門家等関係者が一体となって住民の安全防護等の対応を行う拠点となる施設が緊急時対応センターやオフサイトセンター等である。規制庁ではこれらの各施設について、緊急事態発生時に円滑に使用することができるように、統原防 NW システムの整備及び維持管理を行っている。本調達では、「表 1-2 実施項目一覧」に示す統原防 NW システムの各設備を更新する。

表 1-2 実施項目一覧

更新設備	設備内容
ネットワーク基盤	<p>緊急時対応センター、オフサイトセンター等の各拠点間において、各種情報交換を実現するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上系ネットワーク ルータ、レイヤ3スイッチ 他 ・衛星系ネットワーク 衛星ルータ、WAN 高速化機器 他
サーバ基盤	<p>第 1 データセンター及び第 2 データセンター内に同様の構成で設置するサーバ等で、両データセンターは原則として Active-Active で稼働する。通常時は各拠点の接続先を双方のデータセンターに振り分け稼働し、障害発生時は稼働可能なデータセンターに処理を集約させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用系システム 専用系仮想基盤サーバ、専用系ドメインサーバ 他 ・一般系システム 一般系仮想ブラウザ管理サーバ 他 ・管理系システム 管理系仮想基盤サーバ、WSUS サーバ 他
情報共有システム	<p>緊急時対応センター、オフサイトセンター、地方公共団体及び関係機関間での協議に必要な TV 会議を行うためのもの、又は、情報共有に使用する映像表示を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有システム TV 会議システム、ビデオ通話システム 他
OA 機器	<p>緊急時対応センター、オフサイトセンター等に整備する情報端末等で、電子メールや資料作成を行うものと専用システムの端末として使用するもの、又はコピー、スキャナー、プリンタ機能を有するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報端末 利用者情報端末、特殊用途情報端末 他 ・印刷機器 複合機、高速複合機 他
その他機器	<p>上記に該当しないその他設備又は機器。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他機器 ラック、無停電電源装置 他

- (1) 本調達では、以下の作業を行うこと。
- 設計・開発・導入業務
 - 教育訓練業務
 - 運用業務
 - 保守業務
- (2) 設備等及び役務内容を「表 1-3 役務内容」に示す。本調達に係る詳細については、「【別紙1】要件定義書」を参照のこと。なお、統原防 NW システムを構成するものには、衛星通信に係る設備、データセンター（ファシリティ）及び通信回線があるが、これらは本調達の範囲外とする。

表 1-3 役務内容

分類	内容
設備等の提供	<p>対象設備等を納入し、指定された場所への輸送・搬入、動作試験等を行う。対象設備を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク基盤 ・サーバ基盤 ・情報共有システム ・OA 機器 ・その他機器 <p>なお、「令和 4 年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器の調達」にて納入される機器の納入場所を本調達の受注者が首都圏に用意すること。また、納入場所から指定された場所への輸送・搬入、動作試験等を行うこと。ただし、当該機器のうち「複合機」については、納入場所の用意及び輸送・搬入は不要とする。</p>
設備等の導入に係わる役務	<p>対象設備等を用いての統原防 NW システム全体としての設計・製作、機能試験を行う。</p>
設備等の維持に係わる役務	<p>対象設備等の運用作業及び保守作業（定期点検、障害時対応等）を行う。</p>

6 契約期間

自：契約締結日

至：令和10年3月31日

7 更新作業スケジュール

令和7年11月30日の更新完了期日までに現行システムから、稼働開始可能な状態の次期システムへの更新を完了すること。更新完了期日は、確実な履行を実施するために必要な期間を踏まえて想定したものであるが、規制庁又は工程管理支援業者等の管理の下、関連する事業者と協議の上、必要に応じて見直しを行う場合がある。実現可能性を踏まえ、適切な期間で作業スケジュールを提案すること。

8 調達担当課室・連絡先

本調達仕様書に関する問合せは以下のとおり。

〒106-8450

東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル5階

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室

TEL 03-5114-2240

第2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

1 調達範囲

本調達範囲は、統原防 NW システムの設計開発導入及び運用保守業務を行うものとする。具体的内容は「第4 作業の実施内容」にて定める。

2 調達案件及びこれと関連する調達案件

- (1) 調達件名：令和4年度 次期統合原子力防災ネットワークシステムの調達支援業務
調達の方式：一般競争入札
実施時期：令和4年7月～令和5年3月
- (2) 調達件名：令和4年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器の調達
調達の方式：一般競争入札
実施時期：令和5年3月～令和6年3月
- (3) 調達件名：令和5年度から令和6年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守に係る工程管理支援業務
調達の方式：一般競争入札
実施時期（予定）：令和5年4月～令和7年11月

3 調達案件間の入札制限

- (1) 「令和4年度 次期統合原子力防災ネットワークシステムの調達支援業務」は、本調達と相互に入札制限の対象とする。
- (2) 「令和5年度から令和6年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守に係る工程管理支援業務」は、本調達と相互に入札制限の対象とする。

第3 情報システム・ネットワークに求める要件

本調達の実施に当たっては、調達仕様書及び「【別紙1】要件定義書」の各要件を満たすこと。本調達にて納入する機器を「【別紙2】機器仕様」及び「【別紙3】機器等数量表」に示す。

また、「令和4年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器の調達」にて納入される機器に対して、調達仕様書及び「【別紙1】要件定義書」の各要件を満たすための作業を行うこと。当該機器は「【別紙3】機器等数量表」（備考欄が“別調達にて調達”のもの）又は「【別紙4】支給品一覧」に示す。

- C 各装置における表示及び取扱説明に関する書類は、原則として日本語とする。
- (イ) 出荷条件
 - A 梱包は、輸送時に損傷しないようにすること。
 - B 輸送・搬入の際に施設、機械等の損壊が生じた場合は、受注者の責任においてこれを補償すること。
- (ロ) 関連する施設及び他調達との調整
 - A 本調達にて関連する施設との調整は、規制庁の指示のもと受注者が行い、支障なく機器搬入、付帯工事等を実施すること。なお、緊急時対応センターが設置されている建物（電気、空調設備等を含む。）は、規制庁が管理しており、オフサイトセンターが設置されている建物（電気、空調設備等を含む。）は、原則として地方公共団体が管理している。
 - B 緊急時対応センター、オフサイトセンター、地方公共団体等の他機関にて調達する通信回線や設備と、本書で調達する設備が相互に安定的に稼働するように、他機関の調達先業者と調整し、設計及び施工を行うこと。
 - C 故障発生時には、その切り分けにあたり責任を持って対応するとともに、故障状況を他調達の受注者及び規制庁へ報告すること。
 - D 本書で調達する設備が相互に安定的に稼働するように、通信回線の受注者等とも連携して総合調整を行うこと。

キ 設置作業

- (ア) 受注者は、提案する機器等を所定の位置に設置すること。なお、設置場所については、別途規制庁より指定する。ただし、第1・第2 データセンター、緊急時対応センター、各オフサイトセンターの設置場所は受注者が事前に規制庁へ確認すること。また、受注者は、設置時に発生する梱包材は受注者の責任で廃棄すること。
- (イ) 受注者は、現地への機器搬入2か月前に、設置作業計画書（作業体制、作業方法、作業手順、作業スケジュール）を作成し、規制庁に提出すること。
- (ロ) 機器設置は、最新版の「建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」及び、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に基づいて適切に行うこと。各拠点の所在地方公共団体における条例等が示されている場合は、それに基づいて適切に機器設置を行うこと。

ク 情報システム・ネットワークの移行

(ア) 既存システムとの接続

A 受注者は、今回各オフサイトセンターに導入する新たな設備を、各オフサイトセンターで統原防 NW システムに接続している地方公共団体等の既存システム（TV 会議システム、情報端末、電話、IP-FAX、IP-PBX、レイヤ 2 スイッチ、レイヤ 3 スイッチ等）と接続可能とすること。なお、接続するために既存システムの設定変更が必要となる場合には、設定変更内容に必要な情報を規制庁に提供すること。ただし、IP-PBX については、既存システムの設定変更等を伴わない機器構成及び移行方式を採用すること。

B 本調達範囲外の関係機関では、既存システムで以下の機能を利用している。システム移行の際は、関係機関への影響を最小限とし機能停止となることがないように移行設計を行い、接続性を確保すること。

- 専用系ドメイン機能
- 専用系メール機能(メールアーカイブ機能含む)
- 専用系ファイル共有機能
- WEB 電話帳機能
- ポータルサイト機能
- 一般系仮想デスクトップ機能
- 一般系メール機能(メールアーカイブ機能、メール中継、暗号化(スパム対策)機能含む)
- 一般系ファイル共有機能
- 一般系プロキシ機能
- 共通系ファイル共有機能
- パッチ・バージョンアップ管理機能
- マルウェア対策機能
- 操作ログ管理機能
- NTP 機能
- TV 会議機能(会議開催機能、会議参加機能)
- ビデオ通話機能
- IP-PBX 機能
- FAX アドレス帳配信機能
- 情報配信機能

C 既存システムの設定変更に伴う費用については、本調達には含まない。

(イ) ERC 及び緊急時ネットワーク監視センターの移転

A 受注者は、現行システムから次期システムへの移行及び千代田区霞が関一丁目 3 番 2 号への移転作業時には、地方公共団体、電気事業者等の整備済みの関連システムに対し、円滑な移行が可能とするよう、設計上留意すること。

B 完成検査

規制庁は事前検査合格後、完成図書により本仕様書に記載されている設計・製作、設置作業等が完了し、運用に際して問題ないかを検査する。検査内容を「表 4-3 完成検査」に示す。

表 4-3 完成検査

No.	検査項目	検査概要
1	書類検査	完成図書として、提出書類の種類、内容の検査を行う。

C その他、官公庁の検査

- 各工程の写真（工程前、工程中、工程後）及び完成写真（納入機器の全体又は機能班ごとに設置状態の分かるもの）を撮影し、提出すること。
- 必要に応じて、情報通信機器に関する消防法等の官公庁の指示する各種検査を受検し、官庁検査合格所等を提出すること。

ケ 引継ぎ

受注者は、設計・開発の設計書、作業経緯及び規制庁の承認のもと統原防 NW システムの運用・保守業務として解決すべきとした残存課題等を文書化し、運用担当者及び保守担当者に対して確実な引継ぎを行うこと。

コ 定例会議等の実施

- (ア) 受注者は、設計開発定例会議を開催（週次を基本）するとともに、月次の進捗報告会において、工程管理表等に基づき業務の進捗状況を報告すること。
- (イ) 規制庁から要請があった場合、又は受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、設計開発定例会議とは別に会議を開催すること。
- (ウ) 受注者は、システム供用開始前に稼働判定会議を開催すること。
- (エ) 受注者は、工程の開始・終了時に工程会議を開催すること。
- (オ) 受注者は、会議終了後、翌々営業日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議事録を提出すること。提出後、規制庁の承認を受けること。

サ その他

- (ア) オフサイトセンター行政 LAN 内線との接続作業
行政 LAN 設備と PBX（電話交換機）が問題なく連携できるよう設定、配線すること。

(1) スクリプトの作成

- A 原子力発電所等原子力防災専門官が使用する情報端末及びノート PCⅡ型（モバイル用ノート PC）について、発電所等内緊急時対策所、各オフサイトセンター、緊急時対応センター、原子力災害対策本部、即応センターでの使用を想定し、IP アドレス等を自動で変更できるようなスクリプトを作成し配備すること。
- B なお、スクリプト作成の代わりに、DHCP サーバを利用して IP アドレスを自動で変更する仕組みを設けることも可とする。その際、固定 IP アドレスの設定が必要である情報端末に留意すること。
- C 緊急時対応センターが利用不可になった際に、代替緊急時対応センター立上げに必要なとなる設定変更スクリプトを作成し運用管理操作端末に配備すること。

(2) 教育訓練業務

- ア 受注者は、統原防 NW システムの利用者に対し、システム利用方法に係る教育訓練を実施すること。
- イ 受注者は、教育訓練計画書を作成し、規制庁に確認すること。
- ウ 受注者は、必要な教材、教育訓練用資料、簡易マニュアル及び操作手引きを作成すること。
- エ 受注者は、教育訓練の実施後、教育訓練報告書を規制庁に提出すること。

(3) 運用業務

ア 運用計画書及び運用実施要領の作成

- (ア) 受注者は、業務開始当初に、運用保守設計書及び運用保守マニュアルを基に運用計画書を作成し、規制庁に提出すること。
- (イ) 受注者は、運用計画書及び運用実施要領を作成するにあたり、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関する内容を含めること。

イ 連絡体制図の作成

情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制図を作成し、提出すること。なお、連絡体制図においては、規制庁担当者等の関係者を含めること。

イ 保守継続可能期間

ハードウェア及びソフトウェア製品の保守継続可能期間は、以下に示すとおりとする。

自：契約締結日

至：令和10年3月31日

ただし、保守継続が困難となる製品が確認された場合は、規制庁と協議の上、対策を講ずること。

ウ 定常時対応

- (ア) 受注者は、「【別紙1】要件定義書」の「第3.17 保守に関する事項」に示す定常時保守作業（定期点検、不具合受付等）を行うこと。具体的な実施内容・手順は、保守実施要領に基づいて行うこと。
- (イ) 受注者は、保守計画書及び保守実施要領に基づき、以下の内容について月次で保守作業報告書を取りまとめること。
 - 保守作業の内容や工数等の作業実績状況（統原防 NW システムの脆弱性への対応状況を含む。）
 - サービスレベルの達成状況
 - 情報システム・ネットワークの定期点検状況
 - リスク・課題の把握・対応状況
- (ロ) 受注者は、月間の保守実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- (ハ) 受注者は、保守作業報告書の内容について、月例の運用保守定例会にて、その内容を報告すること。
- (ニ) 受注者は、ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、規制庁にその旨、変更による影響、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するかを説明すること。
- (ホ) 受注者は、点検が完了した場合、その結果について点検後に規制庁に結果を報告するとともに、点検成績書は月次に提出すること。
- (ヘ) 受注者は、点検の実施日の少なくとも5開庁日前に規制庁に確認すること。

エ 障害発生時対応

- (ア) 受注者は、統原防 NW システムの障害発生時（又は発生が見込まれるとき）には、監視要員からの連絡を受け、障害発生時保守作業（原因調査、応急措置、報告等）を行うこと。なお、障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は、保守計画書及び保守実施要領に基づいて行うこと。

種別	図書分類	摘要	部数	提出時期
		統原防 NW システム内外で相互接続するための条件となる以下の仕様を定めた接続仕様書 ・インタフェース仕様（接続先の情報、接続方式、送受信データの形式、送受信タイミング、送受信の条件など） ・API 仕様（API 機能、API 利用方法、エラーコード、リクエスト、レスポンスなど）	1 部	施工 1 か月前
		標準コーディング規約	1 部	施工 1 か月前
		運用保守マニュアル、運用管理資料等、管理者アカウント一覧情報	1 部	納入時期の 1 か月前
		パラメータシート	1 部	納入時期
		ソースコード一式	1 部	納入時期
		実行プログラム一式	1 部	納入時期
	情報セキュリティ共通設計書	情報セキュリティ要件を取りまとめたもの	1 部	施工 1 か月前
	政府統一基準準拠性確認表	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の準拠性を確認した結果を取りまとめたもの	1 部	施工 1 か月前
	社内検査計画書	社内検査方法を記載したもの	1 部	社内検査前
	社内検査成績書	社内検査の結果	1 部	事前検査を受ける 2 週間前
	(仕様変更がある場合のみ)	仕様変更等伺い書	変更内容、理由及び調達額の増減を明記したもの	1 部
仕様変更内容書		変更内容の詳細及び調達額増減の見積書等	1 部	その都度
打合せ議事録		打合せにおいて、変更が生じた場合	1 部	その都度

- カ 納品後、規制庁において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
 - キ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、規制庁の承認を得ること。
 - ク 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
 - ケ 電磁的記録媒体により納品する場合は、マルウェア対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。
- (3) 成果物の納入場所
- 原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、規制庁が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒106-8450

東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル 5階
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室

第6 作業の実施に当たっての遵守事項

1 機密保持、資料の取扱い

- (1) 「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」(<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>)を参照し、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。
- (2) 業務に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。
 - ア 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
 - イ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
 - ウ 持出しを禁止すること。
 - エ 受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
 - オ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
 - カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。

2 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の取扱いに係る事項について規制庁と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
 - ア 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
 - イ 個人情報の管理状況の検査に関する事項（実地調査等の検査への対応、業務の実施計画、個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応等）
- (2) 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、規制庁の了承を得た上で実施すること。
- (3) 個人情報を複製する際には、事前に規制庁の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。

- (イ) 情報システム・ネットワークに規制庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、規制庁と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。
- (ウ) 受注者の資本関係、役員等の情報、作業要員の氏名、所属、実績、国籍等の情報が把握できること。
- イ 受注者の情報セキュリティ対策の実施について、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、原因分析及び対処方法を規制庁に報告し、承認を得て、対策を実施すること。
 - (イ) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況について規制庁に定期的に報告を行うこと。
 - (ウ) 情報セキュリティ対策の完了後1年以内に受注者側の責めによる情報セキュリティ対策の不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- ウ 受注者は、規制庁から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。規制庁より提供された要機密情報は、請負業務以外の目的で利用しないこと。また、本業務において受注者が作成する情報については、規制庁からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- エ 受注者は、機密性2を含む要保護情報を取り扱う保守用端末について、盗難、不正な持出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護すること。
- オ 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされる時又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- カ 受注者は、規制庁から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- キ また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- ク 受注者は、本業務における情報システム・ネットワークの構築・改良等が完了し運用を開始する前に、受注者の遂行責任者及び情報セキュリティ統括責任者による品質報告及びセキュリティ報告を実施すること。
- ケ セキュリティ報告には、脆弱性診断等の安全点検の結果を添付するとともに、不備が指摘された場合は、運用開始までに適切な対処を実施すること。
- コ 受注者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を書面で報告すること。
- サ 受注者は、規制庁と協議の上、情報セキュリティに係るサービスレベルの保証について取り決めを行い、これを満たしていることを規制庁に定期的に報告すること。

- シ 規制庁が再委託を承認した場合には、受注者は、規制庁との契約上受注者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、受注者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、書面により規制庁に報告すること。
 - ス 本業務において取り扱う情報について、再委託先が閲覧することがないように、受注者は情報を厳重に管理すること。やむを得ず、再委託先において本業務に係る情報を閲覧する必要がある場合には、受注者は、事前に規制庁と調整し、規制庁の指示に従うこと。
 - セ 廃棄・交換時のデータ消去において、ハードディスク等記憶装置内の電子データ等は、廃棄及び交換の際に完全に消去を行い、規制庁へデータ消去証明書を提出すること。具体的な消去設備・電子データは、複数回の書き込み又は物理的に読むことができなくする方法とし、別途規制庁より指示するものとする。
- (2) 情報システム・ネットワークのライフサイクル
- ア 設置する機器等については、その設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下で継続的になされていること。また、当該品質保証体制が書面等で確認できること。
 - イ 機器等に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、規制庁と迅速かつ密接に連携して原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
 - ウ 情報システム・ネットワークの運用・保守工程において、規制庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を整備していること。また、当該管理手順や品質保証体制が書類等で確認できること。
 - エ 情報システム・ネットワークに規制庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、規制庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。

- (3) 受注者が規制庁から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、規制庁は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、受注者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 履行の追完が不能であるとき。
 - 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 前3号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者は、成果物等について規制庁が不適合を知った日を起算日として1年間、成果物の不適合（ただし、数量の不適合を除く）を理由とした責任を負うものとする。

3 検収

- (1) 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに規制庁に内容の説明を実施して、検収を受けること。
- (2) 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について規制庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

第10 その他特記事項

1 前提条件等

本業務受注後に調達仕様書（要件定義書を含む。）の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって規制庁に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

2 その他

- (1) 本調達に係る設計・製作、社内検査、設置作業、システム移行、機能試験、検査、教育訓練、運用及び保守等の全ての経費に対して賃借料として支払うものとする。ただし、契約金額に対して、各年度に支払う額については、規制庁と受注者との協議により決定するものとする。
また、本業務の契約期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとするが、設備機器等の賃借及び運用及び保守等は、令和10年度及び令和11年度の予算成立を前提として、令和12年3月31日までを想定する。
- (2) 本調達に係る特許、実用新案、意匠登録の紛争等について一切の責任を負うこと。
- (3) 本調達に関する仕様に競合が生じた場合、関連法規を優先とする。
- (4) 仕様内容の変更がある場合には、別途規制庁より指示する。現地の建物条件等により、やむを得ず仕様を変更する場合は、あらかじめ規制庁に確認すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに規制庁と協議の上、その取扱いについて決定することとする。
- (6) 本業務の実施に当たっては、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律）に適合する環境物品の使用等が見込まれる場合には、これを積極的に採用するものとする。
- (7) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (8) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (9) 資機材倉庫は北海道、東北、関東、北陸、四国、九州地方とする。

- (10) 受注者は、規制庁担当者が調達物品を確認する際、サプライチェーン・リスクを許容できないと判断した場合、代替品選定やリスク低減対策等に関して規制庁担当者と迅速かつ密接に連携し、提案の見直しを図ること。

3 監視機器及び測定機器の管理

- (1) 使用する監視及び測定機器を明確にすること。
- (2) 必要に応じて監視及び測定機器の校正管理をすること。
- (3) 取扱い、保管方法について明確にすること。

第11 附属文書

1 要件定義書

「【別紙 1】要件定義書」を参照すること。

2 参考資料

別紙一覧を以下に示す。

- 【別紙 1】要件定義書
- 【別紙 2】機器仕様
- 【別紙 3】機器等数量表
- 【別紙 4】支給品一覧
- 【別紙 5】拠点一覧
- 【別紙 6】現行システム支給品一覧

※上記参考資料は、所定の配布期間中に調達担当課室にて手交する。

以上

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

※ 以下、調達仕様書及び提案書を添付

令和5～9年度
統合原子力防災ネットワークシステムの
設備更新及び運用保守に係る
応札資料作成要領

令和5年9月
原子力規制庁

事業費単価は、事業の実施に必要となる機器、ソフトウェア等の賃借料等を内訳単位で設定する。

単価設定の根拠資料として、単価に採用した内部規定や参考見積等を提出すること。

第6章 別紙

6.1 (別紙 1) 提案書雛形

別紙

6.2 (別紙 2) 質問状

社名			
住所			
TEL		E-mail	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

6.4 (別紙4-1)

【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

状況に応じてどちらかを選択し
記載してください

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを
表明いたします。従業員と合意したことを表明いたします。

状況に応じてどちらかを選択し
記載してください

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類等を添付すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類等を添付すること。

- 令和5～9年度
- 統合原子力防災ネットワークシステムの
 - 設備更新及び運用保守
 - 提案書

- 年月日
- 提案者

1 調達案件の概要

1.1 本調達の目的及び期待する効果の理解

記述内容

- 統原防NWシステムの概要
- 本調達の範囲について
- 更新作業スケジュール

【基礎点評価の観点】

統原防NWシステムの概要及び本調達の重要性について理解していることが示されていること。

【加点評価の観点】

本調達の範囲に含むものを示すだけでなく、範囲内外の境界部分について明確に線引きができていないか。

適切かつ実施可能なスケジュールを提案しているか。また規制庁の状況や予定等に配慮しているか。

2 対象ネットワークシステムに求める要件

2.1 要件定義書を踏まえた次期システムの構想

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- ユーザビリティの適切な理解
- システム切替に伴うユーザへの影響
- 関連システム及び関係機関との接続について
- クリティカルファクターの理解

【加点評価の観点】

実際の利用シーンを想定できているか。

システム切替でのユーザへの影響を認識し、混乱回避のための方策が提案されているか。

関連システムとの接続性を担保した構想であるか。また関係機関への影響を最小化するための工夫が提案されているか。

統原防NWシステムにおける重要なポイントを理解し、具体的な実現方法が提案されているか。

3 作業の実施内容

3.1 設計・開発・導入業務

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 実施作業項目
- システム設計・開発・導入業務の知見
- システムセキュリティに係る提案

【基礎点評価の観点】

調達仕様書に示す作業は全て記述していること。

【加点点評価の観点】

各工程で想定される課題やリスクを認識し、対処方法が具体的に挙げられているか。

求められる情報システムセキュリティレベルを理解し、それを実現するための具体的な方法が提案されているか。

3 作業の実施内容

3.2 教育訓練

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 実施作業項目
- 有用な具体的提案

【基礎点評価の観点】
調達仕様書に示す作業は全て記述していること。

【加点点評価の観点】
効率的かつ効果的な業務遂行のための具体的提案があるか。

3 作業の実施内容

3.3 運用業務

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 実施作業項目
- 有用な具体的提案
- 運用テストの詳細
- 障害対応方針

【基礎点評価の観点】

調達仕様書に示す作業は全て記述していること。

【加点点評価の観点】

効率的かつ効果的な業務遂行のための具体的提案があるか。

稼働前運用テストにおいてテストすべき内容を理解しているか。

障害(セキュリティインシデント含む)発生時の対処方針について具体的に示されており、その内容が適切かつ妥当であるか。

3 作業の実施内容

3.4 保守業務

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 実施作業項目
- 有用な具体的提案
- 効果的、効率的なシステム保守

【基礎点評価の観点】

調達仕様書に示す作業は全て記述していること。

【加点評価の観点】

適切かつ適時なシステム保守遂行のための具体的提案があるか。

システム保守の効果、効率を高める提案があるか。

3 作業の実施内容

3.5 成果物

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 本調達の結果物として提出する図書
- 各提出図書の趣旨

【基礎点評価の観点】

調達仕様書に示す提出図書は全て記述していること。

【加点評価の観点】

各提出図書に記載すべき事項を正しく記述しているか。

4 事業実施体制・見積工数

4.1 業務実施体制

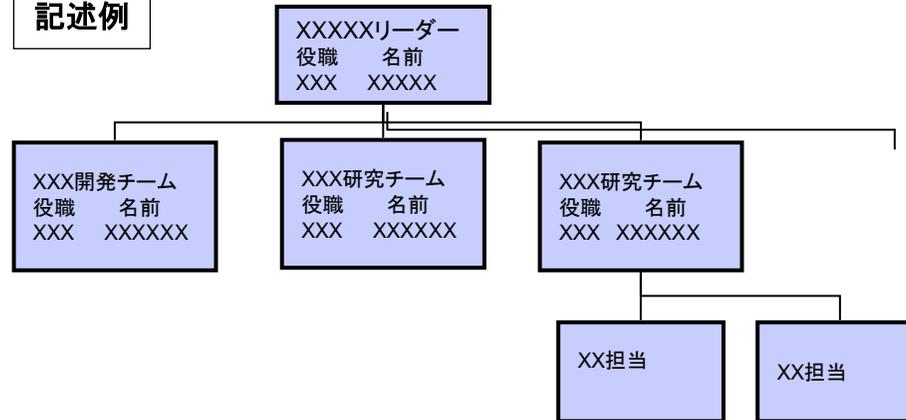
6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 業務の実施体制
- 業務実施体制の十分性
- 要員確保の状況

■ 業務実施体制

記述例



【基礎点評価の観点】
実施体制図及び情報セキュリティ管理体制を示していること。

■ 役割分担

- 各チームの主な役割
- 各チームの担当者数
- 提案書に別途含める、実施担当者の略歴への参照 等

【加点評価の観点】

各工程で必要と見込む要員の人数及び能力が示されており、それを満たす作業実施体制となっているか。

業務に従事を予定している要員は正社員であるなど、継続して当業務に従事することが担保されているか。

4 事業実施体制・見積工数

4.2 作業要員に求める資格等の要件

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 従事予定者が有する資格等
- 主たる作業要員の適格性

業務担当者一覧

(以下の項目等を含めて記述)

氏名

部署・役職

予定担当業務

役割

業務経験(顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)

保有スキル 等

【基礎点評価の観点】

作業要員に求める資格等に係る、合格証や業務経験を示す資料の提示

【加点評価の観点】

主な作業要員の経歴、資格、実績等が示されており、本業務における役割に対して十分な能力があると認められるか。

4 事業実施体制・見積工数

4.3 作業工数見積

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容	<ul style="list-style-type: none">作業毎に必要と見積もる工数従事者のクラス別の業務内容及び業務量
-------------	--

記載例

業務				従事者のクラス別工数(人月)/月				工数 (業務中項目 単位)
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	
(1)	〇〇〇に係るもの							
		1)
		2)
(2)	〇〇〇に係るもの							
		1)
		2)
	
			合計(工数)

【基礎点評価の観点】
作業毎に作業要員の等級を分け、作業工数見積りしていること。

【加点評価の観点】
見積工数は、作業内容に対して妥当であるとともに、要員数、期間に整合したものであるか。

4 事業実施体制・見積工数

6.1 (別紙1) 提案書雛形

4.4 事業遂行のための経営基盤・管理体制・技術基盤

記述内容

- 応札者の経営基盤・管理体制・技術基盤
- 情報セキュリティ管理体制

【基礎点評価の観点】

事業を実施する上で十分な経営基盤、業務管理体制、技術基盤を有していること。

適切な情報セキュリティ管理体制が示されていること。

5 組織の取組

5.2 賃上げ等の実施

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容 ▪ 賃上げの実施の表明の有無に関して記述する。

賃上げの実施の表明の有無： 有 無

従業員への賃金引き上げ計画の表明書(別紙4-1又は4-2)の写しを添付すること。

【加点評価の観点】

- ・従業員への賃金引き上げ計画を表明しているか
- | | |
|------|------|
| 大企業 | 3% |
| 中小企業 | 1.5% |

評価項目一覧 - 提案要求事項一覧

大項目	中項目	小項目	分類	得点配分			提案書要求事項		雛形 頁番号	提案書 頁番号
				合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
2 賃上げ等の実施										
	1	賃上げ等を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙4-1)(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙4-2)(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。	任意	50	-	50	-	表明書の写しの提出が確認出来れば加点。	28	
6 その他										
				合計	150	840	990			

●は価格と同等に評価できない項目(合計660点)

Title: 評価項目一覧 - 遵守確認事項 -				
大項目	中項目	小項目	内容説明	遵守確認
0	遵守確認事項			
	1	競争参加資格		
		1	予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。予決令第71条の規定に該当しない者であること。	
		2	原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。	
		3	令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。	
		4	入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。	
	2	組織の実績・資格等		
		1	本業務を実施する組織(会社全体または所属部門)においてISO9001(QMS)の認証を取得していること。又はこれと同等の品質システムを有していること。	
		2	本業務を実施する組織(会社全体または所属部門)においてISO27001(ISMS)の認証を取得していること。	
		3	拠点数70以上のネットワークを構築した実績を過去5年以内に有すること。	
		4	2,000名以上の利用者が利用するネットワーク基盤システムの設計・開発を行った実績を過去5年以内に有すること。	
	3	従事者の実績・資格等		
		1	本業務の中心的役割を担う者1名及びその代理人となる1名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、設計・構築業務等の経験が5年以上であること。	
		1-1	情報処理技術者試験(プロジェクトマネージャ)	
		1-2	技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))	
		1-3	PMP(Project Management Professional)	
		2	本業務の実施担当者を担う者3名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、ネットワーク基盤の設計・構築業務等の経験が3年以上であること。	
		2-1	情報処理技術者試験(プロジェクトマネージャ)	
		2-2	情報処理技術者試験(ネットワークスペシャリスト)	
		2-3	CCIE(Cisco Certified Internetwork Expert)	
		3	情報セキュリティ対策の設計・実装を担う者1名又は管理者1名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、情報セキュリティ対策の設計・実装の経験が3年以上であること。	
		3-1	情報処理安全確保支援士試験	
		3-2	情報処理技術者試験(情報セキュリティスペシャリスト)	
		3-3	CISSP(Certified Information Systems Security Professional)	
		4	現地作業の設計・作業を担う者1名又は管理者1名について、以下の資格を所有するとともに、監督経験が3年以上であること。	
		4-1	監理技術者(電気)	
	4	情報セキュリティの確保		
		1	原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行を確保すること。	

令和5～9年度
統合原子力防災ネットワークシステムの
設備更新及び運用保守に係る
評価手順書(加算方式)

令和5年9月
原子力規制庁

本書は、令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守における評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ②別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

総合評価点	=	技術点	+	価格点
-------	---	-----	---	-----

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分(※) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※技術点及び価格点は小数点第4位以下切り捨てとする。

1.3 得点配分

※技術点の配分と価格点の配分は、3 : 1 とする。

技術点	990点
価格点	330点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ①別添「評価項目一覧－遵守確認事項－」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されている。
- ②別添「評価項目一覧－提案要求事項一覧(大項目1～5)」の、分類が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。
- ③要件証明書及び機能証明書の回答欄に全て「○」が記入されている。「×」を記入した場合、規制庁が妥当と認める代替案等の解決策を示している。
- ④機器・役務リスト及び参考見積書を提出している。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「第3章 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される、「提案要求事項一覧(大項目 1～5)」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（加点部分の点数）を合計し、それを平均して基礎点と合計したものを技術点とする。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ①「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ②入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。（評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧－提案要求事項一覧－」の「得点配分」欄を参照）

3.2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。応募者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応募者は不合格となる。

3.3 加点評価

加点は、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。